

平成29年4月1日以降に森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出を行った場合、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です

(森林法第10条の8第2項及び森林法施行規則第14条の2)

### 状況報告の対象

平成29年4月1日以降に「伐採及び伐採後の造林の届出書」(以下「届出書」)に基づき森林の立木の伐採(主伐行為のみ)及び造林を行った場合

※届出書に記載された伐採の方法が「間伐」の場合は、報告書を提出する必要はありません。

### 報告様式

#### ①伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書(以下「報告書」)(1部)

※伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採後の造林の実施状況欄の記載は不要ですが、備考欄に転用後の用途及び転用の予定時期を記載してください。

※届出書提出後に、相続・売買等で森林所有者が変わった場合は、備考欄に当該相続・売買等の情報(変更時期等)を記載してください。

#### ②届出人の本人確認書類の写し(運転免許証等、法人の場合は担当者の社員証等の写し)

### 報告者

届出書の提出者(届出人)

※届出書提出後に、相続・売買等で森林所有者が変わった場合は、変更になったことが分かる書類(登記簿等)を持参してください。

※また、「森林の土地の所有者となった旨の届出」を行っていない場合は、手続き方法について、環境創造局 緑地保全推進課にご確認ください。(TEL:045-671-2279)

### 報告の時期

伐採後の造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採完了日\*)から30日以内

\*届出書に記載した「伐採の期間」の終了日

### 報告書の提出先

環境創造局 みどりアップ推進課 公園緑化協議担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階 (TEL:045-671-3946)

### 報告をしない又は虚偽の報告をした場合

30万円以下の罰金に処される場合があります。(森林法第210条)

伐採後に森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

〇〇市長 殿

令和3年4月1日

住所 〇〇市〇〇町1-2-3  
報告者 森林 太郎

伐採届に記載した「伐採の期間」の末日から30日以内に提出してください。

令和2年5月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の実施状況

伐採面積	0.50 ha		
伐採方法	皆伐 ・ 択伐	伐採率	100%
伐採樹種	スギ		
伐採の期間	令和2年6月15日～令和3年3月31日		

「1 森林の所在場所」「2 伐採の実施状況」は、伐採届出書と同様に記載してください。

3 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数
人工造林	—	—	—	—	—
天然更新	—	—	—	—	—

伐採後に森林以外の用途に供される場合は、「3 伐採後の造林の実施状況」は記載不要です。

4 備考

伐採後に宅地造成を予定（転用予定時期：令和3年8月）

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びびくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

伐採後の用途が森林以外（転用）の場合、その用途及び転用時期を記載してください。